

追加情報開示の必要性が強調されるなか 「新型コロナウイルスの収束 時期等の仮定」をどう開示するか

この記事のエッセンス

- 今後の有価証券報告書等の開示にあたっては、新型コロナウイルス感染症(以下、「コロナ」という)禍の翌事業年度以降の重要な会計上の見積項目の財務数値に与える影響が大きい場合には、「追加情報」を注記する必要がある。
- 「追加情報」は、コロナ禍の今後の広がり方や収束時期だけでなく、どのような回復過程を想定して事業計画を立案、会計上の見積項目(固定資産の減損など)を算定したかを具体的に明示することにより、投資家判断に有用なものでなければならない。
- コロナの収束時期等の仮定にあたっては、政府や各省庁が公表するGNP、消費者物価指数等の統計数値やそれらを分析する民間シンクタンクのレポートならびに業界団体で集計した統計データなどを十分活用することが重要である。
- 「追加情報」にコロナ禍の影響を記載しない場合でも、今後の財務諸表数値に与える影響が僅少であることを証するため、事業計画数値や必要な重要な仮定に関する社内承認文書を保存しておく必要がある。

監査法人アヴァンティア
公認会計士

小笠原 直

はじめに

2020年5月11日に企業会計基準委員会は、「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方(追補)」(以下、「追補」という)を公表し、「追加情報の開示」についての問題点が指摘された。

具体的には、「どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要がある」と考えられ、重要性がある場合は、「追加情報としての開示が求められる」としているが、これまでに公表された2020年3月期の開示情報を踏まえると、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えられる業種においても、今後の法定開示書類において追加情報の開示が十分に行われないのではないかと(「追補」の抜粋)と懸念を示している。

そして、「重要性がある場合」については、当年度に会計上の見積りを行った結果、当年度の財務諸表の金額に対する影響の重要性が乏しい場合であっても、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある場合には、新型コロナウイルス感染症

の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する追加情報の開示を行うことが財務諸表の利用者に有用な情報を与えることになると思われ、開示を行うことが強く望まれる(「追補」の抜粋)として、追加情報の開示および収束時期等を含む仮定に関する記載の必要性を強調している。

これを受け、日本公認会計士協会は、翌日の同月12日に「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その2)」の更新(以下、「留意事項(更新)」という)を公表し、追加情報の開示の重要性に鑑みて、監査上の今後の法定開示書類における留意すべきポイントを明示している。前記「追補」に対して、「追加情報としての」開示を行うことが強く望まれるとされていることに鑑み、監査上は、今後の法定開示書類において留意すべき取扱いとすることが考えられる」と記されている。

問題の所在

「留意事項(更新)」には、2020年4月10日付け企業会計基準委員会の議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」の要旨として、図表

1のとおりとしたうえで、監査人は「会計上の見積りの合理性の検討」事項として次のような対応すべき内容を説明している。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響の見積り
- ② 会計上の見積りに用いられた情報の検討
- ③ 不確実性に関する感応度分析
- ④ 強調事項による説明

一方で、筆者が2020年3月期決算会社の決算短信に対して、(株)インターネットディスクロージャーの「開示Net」上で検索を行ったところ、13社(個別決算3社含む)にとどまっているのが現状である(5月19日時点)。なかには、模範例(後記『追加情報』の好開示例(参照))も含まれているものの、「追加情報」の開示により、明確かつ信頼できる透明性のある有用な情報が投資家に提供できていないのではないかとという問題点は言うに及ばず、感染症の影響の見積りが十分にできず、事業計画の立案も十分にできない(業績予想がでない)にもかかわらず、会計上の見積りを平時同様に行っているのではないかと、との懸念がある。当該懸

(図表1) 「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」要旨

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積りを行う必要がある。
- (2) 一定の仮定を置くにあたっては、外部の情報源に基づく客観性のある情報を用いることが望ましい。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響については、外部の情報源に基づく客観性のある情報が入手できないことが多いと考えられることから、今後の広がり方や収束時期等も含め、企業自ら一定の仮定を置くことになる。
- (3) 企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、最善の見積りを行った結果として見積もられた金額については、事後的な結果との間に乖離が生じたとしても、「誤謬」にはあたらない。
- (4) 最善の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する一定の仮定は、企業間で異なることとなることも想定され、同一条件下の見積りについて、見積もられる金額が異なることも考えられる。このような状況における会計上の見積りについては、どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要があると考えられ、重要性がある場合は、追加情報としての開示が求められるものと考えられる。

念点を払拭し、投資家に有用な情報を提供するために、次に、収束時期の仮定等に関し具体的に論じていきたい。

コロナの収束時期の仮定に必要な情報収集と当該時期の確定

「追補」では、新型コロナウイルスの影響の

ように不確実性が高い事象についても、一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、最善の見積りを行った結果として見積もられた金額については、事後的な結果との間に乖離が生じたとしても『誤謬』にはあたらないとしている。

「留意事項(更新)」では、「新型コロナウイルス感染症の収束時期等の予測に関して、経営者が一定の仮定を置いている場合には、監査人は、その仮定が『明らかに不合理である場合』に該当しないことを確かめる」とことを検討すべきであるとし、「明らかに不合理である場合」の当否は、「見積額の選択が、過度に楽観的又は過度に悲観的な傾向を示していること」を指標と考えている。

こうしたなかで、5月25日に政府は、感染拡大に伴う緊急事態宣言を全面解除した。残っていた首都圏4都県および北海道に発令していた同宣言が解除された。これは、専門家による基本的対処方針等諮問委員会による承を経由したものであるが、感染による「いのち」と経済的困窮による「いのち」のバランスを考えたいうえでの政治的判断であり、コロナの収束時期の仮定を検討するに際しては、重要視すべき事実である。

経済的指標としては、内閣府が公表する国内総生産(GDP)の実績が、本年1月～3月の年率換算で前年比3.4%減となったことを受け、新聞報道によれば、民間エコノミストの予測が、4～6月期の成長率は、平均で前期比年率マイナス20%以上となっており、17.8%減を記録したリーマンショック後の09年1～3月を超え、戦後最大の落ち込みとなる。4～6月期が底となる点でエコノミストの見方はほぼ一致していることから、本稿執筆時点(6月1日)としては、コロナの収束時期は、国内では6月末前後とみるのが一般的であろう。

ただし、グローバル経済下において、コロナ収束の時期を考慮するにあたっては、世界の感染状況とその対策にも目を向ける必要がある。たとえばサプライチェーンや販売拠点として感染拡大の続くブラジル、インド等の新興国に存在する場合は要留意だ。また新興国でなくとも米国、英国等の巨大市場を有する先進国におけるロックダウン等の解除時期や感染者数の推移にも大きな注意を払うことが肝要である。図表2は、海外の感染状況を各国別にまとめたものである。日本は、中韓台はもちろ

(図表2) 新型コロナウイルスの感染状況

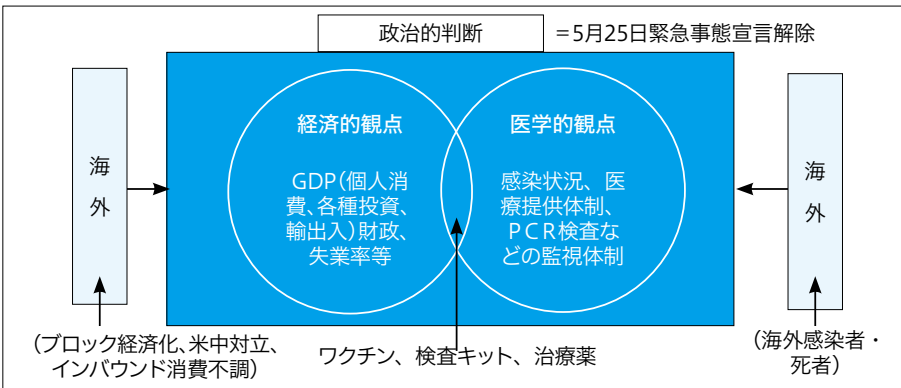
感染者数	1日当たり感染者数						1万人当たり感染者数
	4/3-8	4/9-18	4/19-26	4/27-5/7	5/8-18	5/19-27	
米国	36,961	26,991	29,871	26,266	23,481	21,661	52.2
カナダ	1,601	1,352	1,585	1,745	1,240	1,085	24.3
ブラジル	1,624	1,749	3,205	6,075	10,448	16,682	18.8
南アフリカ	77	94	197	313	701	972	4.3
英国	5,456	4,830	4,975	4,799	3,876	2,400	40.5
イタリア	4,836	3,301	2,865	1,737	998	569	38.8
ドイツ	5,647	2,810	1,890	1,059	763	527	22.1
フランス	10,807	-471	1,858	1,185	478	349	22.5
ロシア	905	2,334	6,118	7,725	11,341	8,889	25.7
オーストラリア	136	51	22	18	15	9	3.0
インド	670	844	1,518	2,408	3,926	6,190	1.1
タイ	78	33	28	6	4	3	0.4
インドネシア	194	297	370	323	507	649	0.9
シンガポール	102	343	1,072	598	740	504	58.5
中国	36	89	17	5	6	4	0.6
韓国	64	25	12	7	24	22	2.2
台湾	6	2	4	1	0	0	0.2
日本	377	488	449	185	81	36	1.4

死者数	1日当たり死者数						致死率
	4/3-8	4/9-18	4/19-26	4/27-5/7	5/8-18	5/19-27	
米国	1,736	4,417	3,422	3,855	3,271	1,873	5.9%
カナダ	58	185	239	363	307	170	7.7%
ブラジル	99	264	383	902	1,511	1,678	6.3%
南アフリカ	3	6	7	13	22	52	2.2%
英国	835	1,496	1,149	1,966	913	483	13.9%
イタリア	751	1,015	728	660	445	209	14.3%
ドイツ	248	401	305	280	140	82	4.6%
フランス	1,096	1,562	787	639	460	84	19.6%
ロシア	6	42	95	158	237	249	1.1%
オーストラリア	4	3	3	3	0	1	1.4%
インド	21	62	68	192	249	263	2.9%
タイ	2	3	1	1	0	0	1.9%
インドネシア	12	56	45	30	59	56	6.2%
シンガポール	0	1	0	2	0	0	0.1%
中国	2	260	0	0	0	0	5.6%
韓国	5	6	2	3	2	1	2.4%
台湾	0	0	0	0	0	0	1.6%
日本	6	21	33	41	38	20	5.1%

(出所) 米ジョンズ・ホプキンス大の集計を筆者加工。一部フランスおよび中国は政府公表数値に途中で数値差替えあり。

ん、タイ等のアジア諸国のなかでは必ずしも感染制御できたとはいえない。医学的観点からは、政府が解除の基準とした①感染状況、②医療提供体制、③PCR検査などの監視体制の主要指標(直近1週間の10万人当たりの感染者数が0・5人程度以下等)の他、東京都が休業要請緩和指標として提示した7指標やそれに先駆けて大阪府で明確に示した4指標(新規PCR検査での陽性率7%未満等)が参考になる。なお、今後のPCR検査や抗原・抗体検査に

(図表3) 収束時期の仮定の要因の関係図



(出所) 筆者作成

よる感染の正確な把握状況や感染予防のワクチン(今秋実用化を目指す米国モデルナ社など)やアビガン等の治療薬の開発にも注視する必要がある。ワクチンによる予防、各種検査キットの整備による検査体制の精度を含めた充実、感染後の治療薬による重症化の回避といった3点セットがコロナの脅威を平時の完全な制

御に至らせるものであり、これらも適切に仮定し、コロナの収束時期を考慮するものと考えられる。これらを図表3と関係図で示すと図表3となる。

「留意事項(更新)」では、収束時期だけでなく、「収束後の経済状態や市場、消費動向(中略)」「(仕入先・取引先の倒産、失業者の増加、世界からの調達物資の滞留などの可能性)」が会計上の見積りに必要な情報であると例示を列挙している。

会計上の見積りに必要不可欠である(中期)事業計画の立案においては、前記「コロナの収束時期の仮定」でみたマクロ的要因だけでなく、どのようなスパンで業績が回復し、再び成長軌道へシフトするかを策定するために、企業特有の内外の経営環境に関わる各種要因を検討して新たに認識した自社の弱みや課題、機会やリスク等を把握することがより重要である。

一般的に考慮すべき個別要件は、主に次のとおりである。

- 当社製品・サービスの価格、需要（販売量）の動向
- 得意先および支払先（下請け先の）窮境状況
- グローバル事業展開していればその国別動向
- 供給体制（サプライチェーン）における変化
- 販売エリアにおける変化
- インバウンド需要の影響があればその動向（場合により、国別）
- 新たな日常、ソーシャルディスタンスングや在宅勤務等への対応
- 業界での人財の確保状況と当社の離退職やコア人財の流出の状況
- 株価の推移（エフイティの実現可能性）やメインバンクを含む金融機関の融資姿勢の動向
- 政府の各種支援（交付金、税金等の減免、融資、劣後ローン等）の活用可否

特に重要なのは、当社製品・サービスの価格、需要（販売量）の動向である。需要に対応する価格政策（プライシング）と販売量予測が極めて重要だ。

前記の内閣府の公表するGDPの内訳として、半数を占める個人消費

の他、住宅投資、設備投資、公共投資、輸出等国民経済計算分類がある。企業ごと業種、業態によって重視すべき指標を細かく検討することが重要だ。インバウンド（訪日外国人）消費は、サービスの輸出に区分されており、1月～3月は、前期比19.1%減になっている。

他に業種ごとの傾向をつかむために、総務省の消費者物価指数、日銀の企業向けサービス価格指数、経済産業省の全産業活動指数、鉱工業指数および商業動態統計、国土交通省の住宅着工統計、厚労省の労働関係指標（失業率等）なども参考になると思われる。

たとえば、消費者物価指数（CPI）は、5月22日に発表された4月月次報告によれば、全体的にはデフレ傾向であるが、なかには、電子レンジ26.8%、デスクトップ型PC18.9%、プリンター11.2%上昇と巣ごもり消費、在宅勤務向けの需要が顕著に表れている。また日銀の企業向けサービス価格指数の4月月次報告でも、企業間の宿泊サービスが34.3%減、テレビ広告が24.3%減と値崩れが顕著に発生している。

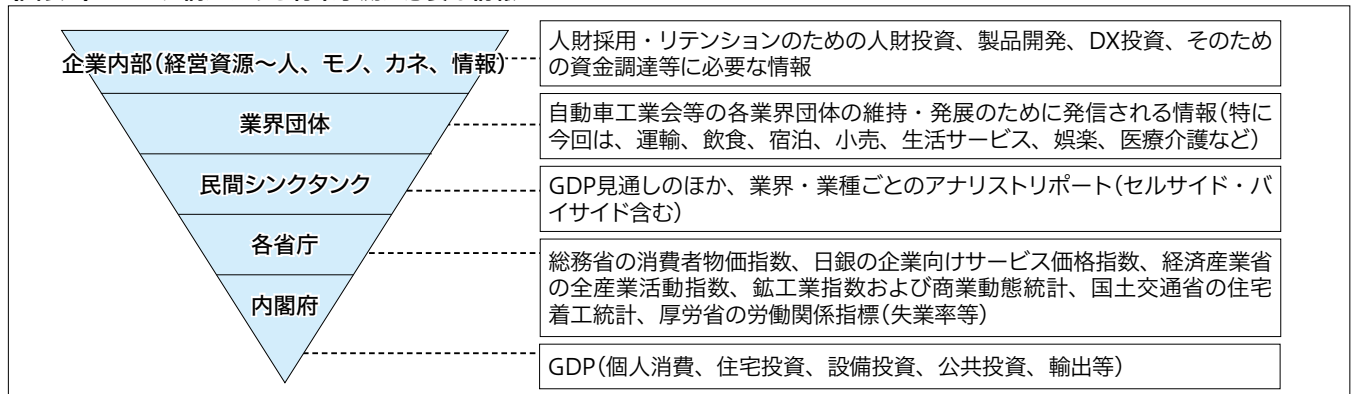
さらに業界全体で公表している統計や予測数値も入手して、より精度

を上げる必要がある。今回のコロナ禍は、運輸、飲食、宿泊、小売、生活サービス、娯楽、医療介護と幅広く、たとえば、空輸に関しては、国際航空運送協会（IATA）の公表レポートによると「国際線需要は2024年まで回復しない」との予測がある。

最後に企業内部の経営資源の最適配分化のための状況把握が必要となる。特に企業経営の中枢を占める人に関しては、在宅勤務やこれに伴うジョブ型の雇用の検討や労働力確保のための多様な就労形態の検討も必要になる。またモノや情報に関しては、新たな製品・サービスの開発投資や量産化の設備投資、その際には、労働力不足を補う意味でのAI投資も考える必要があるし、今回をきっかけに電子化を阻む「対面、紙、ハコ」をクリアするためのDX投資も考えなければならない。またカネについても、そのような設備投資資金や需要蒸発を挽回するための運転資金を調達するには、再構築したビジネスモデルを提示して、メインバンク等の金融機関から資金を確保しておかなければならない。

これまでの説明をまとめたものが図表4である。

（図表4） コロナ禍における将来予測に必要な情報



（出所） 筆者作成

このような情報をもとに(中期)事業計画を立案し、会計上の見積り項目(固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性、貸倒引当金計上)の算定を行った場合には、翌期以降の財務諸表に与える影響の重要性が高いと判断される場合には、追加情報を開示することが求められる。

追加情報開示の要否の検討におけるポイント

追加情報開示の要否に関して、留意すべき点は、追補(4)の「どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要がある」と考えられ、重要性がある場合は、追加情報としての開示が求められるものと考えられる。「重要性がある場合」とは、「当年度の財務諸表の金額に対する影響の重要性が乏しい場合であっても、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある場合」であり、その場合には、追加情報の「開示を行うことが強く望まれる」とされる。当期の影響が少なかったとして非開示とするのではないということである。

日本公認会計士協会も「留意事項(更新)」で、「監査上は、今後の法定開示書類において留意すべき取扱いとすることが考えられる」と追記していることから、重要な会計上の見積項目に翌期以降の事業計画の内容が重要な影響を及ぼす場合には、コロナ禍の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する追加情報の開示は記載する前提で実務を進めることが必要であると思われる。

逆に追加情報の開示を要しないと判断した場合でも、コロナの影響が財務諸表数値に与える影響が僅少であることを事業計画数値や計画立案に必要な重要な仮定を設定して社内承認文書として保存しておく必要があると思われる。

「追加情報」の好開示例

では、追加情報の開示を記載する前提で考えた場合の記載は、どのように開示すべきか。明確かつ信頼できる透明性のある有用な投資家判断に資する「追加情報」と考えられる好開示例を「問題の所在」で述べた13社のなかから4社紹介する。

なかでも、コロナ収束の仮定した時期を明示し、その後の売上、利益

の回復状況を読者に具体的に想起させることで会計上の見積項目(固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性、貸倒引当金等)の算定根拠を示した好事例としては、(株)シーボンの社の開示(固定資産の減損)が挙げられる。今後の有価証券報告書等の法定開示書類の作成にあたって大いに参考されたい(開示例1〜4参照)。「追加情報」を開示するうえでのポイントは、次の点であり、具体的に平易に説明することに留意する必要がある。

・影響を受ける財務諸表項目(固定資産の減損等)が明示されていること。
・翌期以降の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを具体的に説明していること。
・実績が予測と乖離した場合の影響について説明していること。
・重要な仮定である収束時期や回復度合いなどを明示していること。

(開示例1) (株)シーボンの開示例(5月15日公表)

(追加情報)

当社は、固定資産の減損損失の算定において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による企業活動への影響を以下の仮定を元に将来キャッシュ・フローを算定しており、この結果、回収が見込めない固定資産において286,485千円の減損損失を計上しております。新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、以下の仮定が見込まれなくなった場合には固定資産の減損損失が今後増加する可能性があります。

① 新規顧客への販売活動

2月下旬より協賛イベントが中止となり、緊急事態宣言発令後は全てのイベントプロモーションを自粛しておりますが、6月以降徐々に再開し、新規来店者数は10月に前年水準まで回復すると見込んでおります。

② 既存顧客への販売活動

緊急事態宣言発令後、13緊急警戒都道府県にて直営店を臨時休業あるいはアフターサービスの提供を自粛したフロント営業を実施し、ゴールデンウィーク期間(4月29日～5月6日)は全直営店が臨時休業しておりましたが、5月中旬にほぼ全ての店舗が営業を再開し、継続数が前年水準まで回復するのは2021年1月までかかると見込んでおります。

(開示例2) (株)ロイヤルホテルの開示例(5月13日公表)

(追加情報)

(繰延税金資産の追加計上について)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、当第1四半期に繰延税金資産を追加計上いたしました。

新型コロナウイルスの影響を反映した今後の業績見通し及び将来収益力等を勘案し、引き続き繰延税金資産を計上しています。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、2020年度の上期中に収束し下期から回復に向かい、2021年度には例年並の需要が見込まれることを前提としています。

これに伴い、当連結会計年度において、法人税等調整額(益)を1,556百万円計上いたしました。

開示会計基準との関係

(開示例3) 株第一興商の開示例(5月13日公表)

(追加情報)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う店舗の臨時休業等により、足元の業績に売上高減少等の影響が生じております。固定資産の減損及び税効果会計等におきましては、当該業績への影響が2020年秋まで続くものと仮定し、将来キャッシュ・フロー及び繰延税金資産の回収可能性等の見積りを行っております。

(開示例4) セガサミーホールディングス株の開示例(5月13日公表)

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けて、2020年4月7日に日本においても緊急事態宣言が発令されております。これにより当グループにおいては、部材調達遅れや開発スケジュールの変更、各種施設の営業停止等が発生しております。

そのため、当グループにおいては、新型コロナウイルス感染症拡大が少なくとも2020年6月まで続くものと仮定し繰延税金資産の回収可能性の判断や減損損失の判定に用いるなど、一定の仮定のもと会計上の見積りを会計処理に反映しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度の当グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

「留意事項(更新)」には、「企業会計基準委員会より2020年3月31日に、企業会計基準第31号『会計上の見積りの開示に関する会計基準』が公表された。この会計基準は、会計上の見積りに基づき財務諸表に計上される金額は、見積りの不確実性の程度により様々であることから、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目に関して会計上の見積りの内容を注記項目として開示することを目的としている。この会計基準は、2021年3月31日以降終了する会計年度から適用されるが、早期適用が認められている。新

型コロナウイルス感染症は企業活動に影響を与えており、会計上の見積りに関する不確実性が高まること想定される。このため、会計上の見積りの開示に関する会計基準に従って、会計上の見積りに使用される情報、主要な仮定及び翌年度の財務諸表に与える影響を開示することは財務諸表の利用者の意思決定に資することにつながるため、状況に応じて、早期適用について検討する企業もあると考えられる。」としている。

現状の実務において、早期適用する時間的余裕がある企業は多くはなく、本格適用される2021年3月期決算期から実際に同基準が運用されるものと考え、①本会計基準の名称および概要、②適用予定日に

関する記述を注記することが適切と考えられる。

やうじ

わが国では、かつて「アパレルの王者」といわれたレナウンが、米国では、同じく衣服製造販売の「Jクルー」、百貨店大手の「JCペニー」や「レナカー」の大手の「ハーツ」などが次々と倒産している。米国では、4人に1人の割合で失職している。日本政府も5月25日に全都道府県に対する緊急事態宣言の解除を行い、経済再開が急がれているが、コロナ以前に戻ることが容易ではない。欧米諸国でも出口に向けた動きが、ドイツなどの欧州や米国にすでにありますが、いずれも感染対策を持続したうえでのものであり、「ニューノーマル(新常态)」(経済成長著しい中国が、成長率が横ばいになった時点で用いた用語で、因縁深い)に対応することが、社会、そして企業において求められている。それは、オフィス、工場、小売・飲食・ホテル業のサービス現場など広範囲にわたるものである。

コロナ禍による未曾有の経済危機に直面し、企業はこうした無数の複合的な変数を予測して、迅速に実行

することは非常に困難なことであり。しかし、ASBJが開示の徹底を促す会計上の見積り項目におけるコロナの収束時期等の仮定による事業計画の立案は、企業が存続するため経営の道しるべそのものであり、これを投資家に説明する前に、金融機関や顧客、また従業員に理解を得ることこそが経営者責任であるといえる。今回の100年に一度の最大の淘汰圧に対して、企業内の惰性に屈せず、生き抜くための過程を投資家に説明することが経営者責任であり、監査人はその経営者責任を保証することが本懐であり、社会から求められていることはいまでも多い。

小笠原 直(おがさわら・なおし)
監査法人アヴァンティア 法人代表
マネージング・パートナー

公認会計士

89年一橋大学経済学部卒。(株第一勧業銀行(現株みずほ銀行)、太陽有限責任監査法人代表社員を経て、08年監査法人アヴァンティアを設立し、現在に至る。

著書に『IFRS対応建物の耐用年数ハンドブック』(共著、中央経済社)、『監査法人の原点』(幻冬舎)等。

上場企業2社の社外役員および一橋大学大学院経営管理研究科非常勤講師を現任。公認会計士修了試験委員、慶應義塾大学准教授も歴任。